

基 発 1130 第 1 号
平成 27 年 11 月 30 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する指針等
について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 6 月に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号。）による労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の改正により、平成 27 年 12 月 1 日から労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導の結果に基づく事後措置の実施が事業者の義務とされたところであり、同法の規定に基づき公表されている労働者の健康管理等に関する下記の 4 指針について、本日付けで所要の改正が行われ、平成 27 年 12 月 1 日から適用されることとなりました。

改正点は別紙 1 ～ 4 の新旧対照表のとおりであり、改正後の指針は別紙 5 ～ 8 のとおりですので、これに基づき、労働者の健康管理が適正に行われるよう、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方ご協力をお願いいたします。

記

- 1 事業場における労働者の健康保持増進のための指針(昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第 1 号)
- 2 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 8 年健康診断結果措置指針公示第 1 号）
- 3 労働者の心の健康の保持増進のための指針(平成 18 年健康保持増進のための指針公示第 3 号)

- 4 労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導の結果に基づく事後措置の実施に関する指針（平成 27 年心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第 1 号）